

島根県木造住宅耐震診断士登録制度実施要領 新旧対照表

改正後	改正前
<p>島根県木造住宅耐震診断士登録制度実施要領</p> <p>第1条 [略]</p> <p>(実務講習会の受講修了者と同等と認める者)</p> <p>第2条 要綱第3条第1項第二号後段に規定する実務講習会の受講修了者と同等として県が認める者は、実務講習会の講師として県が指定した者、又は建築士法第10条の2の2第1項の規定による構造設計一級建築士(以下、「構造設計一級建築士」という。)とする。</p> <p>第3条～第5条 [略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は、平成28年9月28日から施行する。</u></p>	<p>第1条 [略]</p> <p>(実務講習会の受講修了者と同等と認める者)</p> <p>第2条 要綱第3条第1項第二号後段に規定する実務講習会の受講修了者と同等として県が認める者は、実務講習会の講師として県が指定した者、又は建築士法第10条の二_____の規定による構造設計一級建築士(以下、「構造設計一級建築士」という。)とする。</p> <p>第3条～第5条 [略]</p> <p><u>(新設)</u></p>